

別 紙

大淀町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、昭和55年以降、急激な増加を示していたが、平成12年の20,376人をピークに以降は減少に転じ、令和4年には16,438人となり、これはピーク時と比較して3,938人(約19%)の減少となっている。

また、年齢階層別に見ると、生産年齢人口(15歳～64歳)は平成12年までは増加傾向にあり、平成7年から平成12年までは13,000人以上となっていたが、平成17年以降は(再び)減少傾向に転じ、令和5年3月末時点で9,051人とピークであった平成12年から約30.4%の減少となっている。

年少人口(0歳～14歳)については、昭和60年をピークとして減少傾向にあり、令和5年3月末時点で1,398人となり、約62%減少している。年少人口と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口(65歳以上)は一貫して増加傾向にあり、平成12年には老年人口が年少人口を上回り、平成27年には老年人口が年少人口の約2.5倍となっている。高齢化率も年々上昇し、36.1%と生産年齢人口約2人に1人の老年人口を支える計算となる。これは、全国(29.8%)及び県(32.2%)と比較しても高齢化が進んでいるといえる。

国立社会保障人口研究所における本町の将来の人口推計では、全国的な社会潮流と同様、高齢化のさらなる進行と本格的な人口減少傾向を迎えることが予想されており、こうした背景の中で、令和4年3月に策定した「第2期大淀町地方創生総合戦略」では、令和8年度まで人口減少を年間90人ととどめつつ、出生数を年間60人とする成果指標を定め、人口減少は避けられないものと捉えつつも、減少幅を最小限に食い止めるとする取り組み方針を定め、人口減少率の逡減を目指している。

本町には、平成28年経済センサス調査時、757事業所が存在し、うち建設業事業所67事業所、製造業事業所97事業所、卸売業・小売業事業所216事業所であり、製造業より卸売業・小売業などの業種が多い地域となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、中小企業者の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 7 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画の対象区域は大淀町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、大淀町内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月27日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税の滞納がないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。